平成26年度において処分を行ったもの

(1)不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	(2)不要財産となった理由	(3)国庫納付等の方法	(4)譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
土地、建物（職業訓練の実施及び事業主の行う職業訓練の援助等に使用してきた資産） 帳簿価額 政府出資分：164,802,843円 地方公共団体出資分：86,337円	「厚生労働省省内事業仕分け」（平成22年４月12日）において提示した保有資産の処分の方針に基づき、処分を進めたため。	金銭納付	79,680,000円

(5)国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	(6)国庫納付等の額		(7)国庫納付等が行われた年月日		(8)減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
3,854,032円	76,019,978円	33,139円	平成27年11月20日	平成28年１月15日	164,802,843円	77,522円

(1)不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	(2)不要財産となった理由	(3)国庫納付等の方法	(4)譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
土地、建物（職員用宿舎） 帳簿価格 政府出資分：1,546,858,661円 地方公共団体出資分：635,009円 運営費交付金分：6,036,568円	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）に基づき、処分を進めたため。	金銭納付	1,577,304,863円

(5)国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	(6)国庫納付等の額		(7)国庫納付等が行われた年月日		(8)減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
59,429,512円	1,511,423,755円	544,280円	平成27年11月20日	平成28年１月15日	1,546,858,661円	570,179円

(1)不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	(2)不要財産となった理由	(3)国庫納付等の方法	(4)譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
現金及び預金（敷金の返戻金） 帳簿価額 政府出資分：3,160,755円 地方公共団体出資分：1,215円 運営費交付金分：7,749,535円	平成26年度に不動産賃貸借契約を解除したことにより生じた返戻金について、将来にわたり業務を確実に実施していく上で必要がなくなったと認められるため。	現物納付	―

(5)国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	(6)国庫納付等の額		(7)国庫納付等が行われた年月日		(8)減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し※	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し※
―	10,910,290円	1,215円	平成28年３月23日	―	3,160,755円	1,215円

（注１）地方公共団体への払戻しについては平成28年度を予定しております。
（注２）※については見込額を記載しております。

平成27年度において処分を行ったもの

(1)不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	(2)不要財産となった理由	(3)国庫納付等の方法	(4)譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
土地（職業訓練の実施及び事業主の行う職業訓練の援助等に使用してきた資産） 帳簿価額 政府出資分：133,171,041円 地方公共団体出資分：69,766円	「厚生労働省省内事業仕分け」（平成22年４月12日）において提示した保有資産の処分の方針に基づき、処分を進めたため。	金銭納付	240,812,000円

(5)国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	(6)国庫納付等の額※		(7)国庫納付等が行われた年月日		(8)減資額※	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
7,681,030円	233,008,899円	69,766円	―	―	133,171,041円	69,766円

（注１）控除する費用の金額の確定、国庫納付及び減資については、平成28年度を予定しております。
（注２）地方公共団体への払い戻し及び減資については、平成29年度を予定しております。
（注３）※については見込額を記載しております。